

石川県、富山県、福井県、新潟県の皆様へ

令和6年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」

令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨により被害を受けた小規模事業者等が行う事業再建の取組を支援します

【補助対象事業者】

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨の被害を受けた小規模事業者※等

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【事業目的】

被災事業者の事業再建に向けた経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業を支援

【補助上限】

200万円（直接被害）

⇒自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合

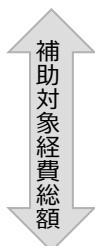
100万円（間接被害）

⇒令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨に起因して、売上げ減少の間接的な被害を受けた場合

【補助率】

2/3、定額（一定の要件を満たす事業者のみ対象）

【関連融資制度】



自己負担

持続化補助金
補助率
2/3

補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度

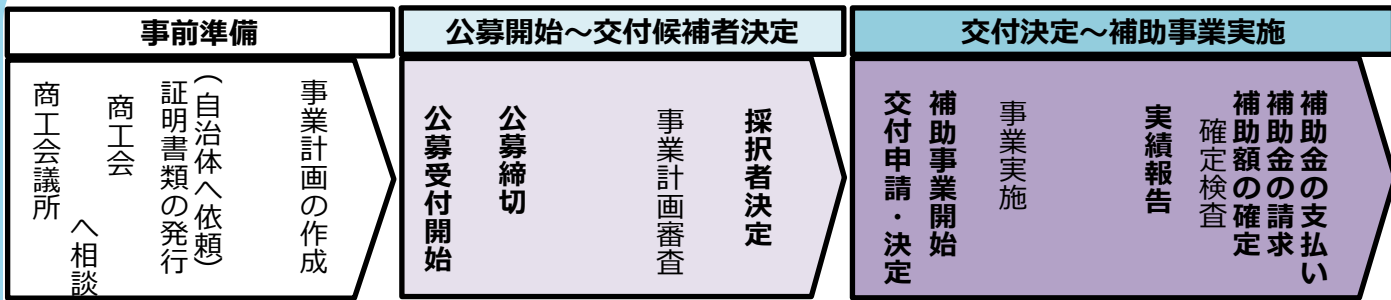
「令和6年能登半島地震災害マル経」

◎ 限度額：別枠1,000万円（通常のマル経融資とは別枠）

※ 融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

【申請前に自治体に必ず発行してもらうもの】

- **直接被害で申請する場合**
⇒事業所や事業資産等が罹災されたことが分かる公的書類（例：「罹災(被災)証明書」など）
- **間接被害で申請する場合**
⇒令和6年1月から〇月（調整中）の任意の1か月の売上高が前年同期、又は令和2年1月28日以前の同期と比較して20%以上減少していることが分かる公的書類（例：セーフティネット4号における「認定書」など）

【定額要件】

直接被害を受けた事業者のうち、以下の要件をすべて満たす場合は定額補助となります。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
 2. 過去数年以内に発生した災害(※1)で被害を受けた以下いずれにも該当する事業者
 - ①当該災害による事業用資産への被災が証明できる事業者
 - ②当該災害に対して国等が実施した災害支援策を活用した事業者
 3. 次のいずれかに該当する事業者
 - ①過去数年以内に発生した災害の発災日（当該発生日が令和2年1月28日以降の災害にあっては令和2年1月28日）以降、売上高が20%以上減少している事業者
 - ②厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等の確認を受けている事業者
 4. 過去数年以内に発生した災害による債務を抱えている事業者
 5. 施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする者
- (※1)過去5年以内を目安に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたものです。

【補助対象となる期間の特例】

特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費、車両購入費、施設・設備の修繕費

活用事例②

※ 青字が本補助金の対象経費

被災により破損した**カウンターショーケース**を買換えるとともに、雨漏りで剥がれた**クロス**の張り替えや、新しいデザインの**看板**を設置することにより、営業再開と同時に集客の回復をはかった。

活用事例②

主な取引先であった旅館の被災により販路が喪失。新たな取引先を獲得するため**展示会へ出展**。加えて、**新商品の開発**を行い、**チラシ**を用いて宣伝することで、販路の開拓につながり減少した売上が回復。

お問い合わせ窓口
補助金事務局の決定後、掲載します。